

起工 第 号	仕 様 書
摘 要	農林業総合試験場草刈業務委託
契約期間	契約締結日 ~ 令和8年12月25日
工 種	草刈業務

業務仕様書

受託者は、業務委託契約書に基づいて福岡県（農林業総合試験場）が指示する部分について、次の業務を実施するものとする。

1 草刈の実施について

①ほ場周辺・畦畔

位置及び範囲：別添図面のとおり

回数及び時期：年間実施回数は図面に記載のとおりとし、実施する時期は概ね下記のとおりとするが、各エリアの研究部と協議のうえ実施すること。

年6回（概ね5月、6月、7月、8月、9月、11月）

その他：研究部との協議において、草刈実施に関する要望（詳細な草刈時期の予定の事前提示など）がある場合は、真摯に対応すること。（面積増減など内容変更に関する場合は、発注担当者（総務課）と協議のうえで決定すること。）

草刈り後の刈草は基本残置とするが、排水施設など機能に支障をきたす箇所は取り除き、後片づけを行うこと。

草刈り範囲には、試験研究の施設（電柵や給排水管等）が存在するため、破損等に留意して施工を行うこと。

②道路両側・施設周辺・ほ場

位置及び範囲：別添図面のとおり

回数及び時期：年間実施回数は図面に記載のとおりとし、実施する時期は概ね下記のとおりとするが、各エリアの研究部と協議のうえ実施すること。

年2回①（概ね5月、9月）

年2回②（概ね5月、8月）

年3回（概ね5月、7月、9月）

年4回（概ね5月、7月、9月、11月）

その他：研究部との協議において、草刈実施に関する要望（詳細な草刈時期の予定の事前提示など）がある場合は、真摯に対応すること。（面積増減など内容変更に関する場合は、発注担当者と協議のうえで決定すること。）

草刈り後の刈草は基本残置とするが、排水施設など機能に支障をきたす箇所は取り除き、後片づけを行うこと。

草刈り範囲には、試験研究の施設（電柵や給排水管等）が存在するため、破損等に留意して施工を行うこと。

2 実績報告について（各業務実施該当月）

実績報告の時期：5～6月分の実績報告を7月10日までに行う。

7～8月分の実績報告を9月10日までに行う。

9～12月分の実績報告を12月25日までに行う。

実績報告の方法：実績報告書、草刈実施前後の写真及び実施箇所の図面を添付のうえ、発注担当者（総務課）に提出すること。

